

車両制限令を守りましょう!

- 車両制限令違反車両が事故を起こした場合、悲惨な結果を招きます。
- 車両制限令違反車両が高速道路を通行すると、道路に大きな損傷を与えます。



車両制限令違反車両に対するペナルティを引き続き実施します!

悪質な違反者や常習者に対しては、警察へ告発を行う場合もあります

車両制限令違反車両の通行は社会的・経済的にも大きな問題であることから、東・中・西日本高速道路（株）では車両制限令違反に対し、大口・多頻度割引制度に基づく割引停止等の措置を実施します。

※車両制限令の一般制限値は、総重量 20t(新規格車：25t)、長さ 12m、高さ 3.8m、幅 2.5m、最小回転半径 12m です。なお、これを超える車は通行の許可が必要となります（一部車種では特例値があります。また、高速自動車国道及び重さ指定道路にあっては車両の長さ・軸距に応じ総重量 20～25t まで、高さ指定道路にあっては高さ 4.1m までの車両は許可申請が不要です。）。

～ ペナルティまでの流れ ～

◆ 車両制限令違反をすると、違反現場において違反に基づく措置命令書が発行されます



◆ 四半期（3ヵ月間）に違反の累積点数が**30点以上**

(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月)



◆ 東・中・西日本高速道路（株）より『警告書』が送付されます

警告書には『平成◇◇年●●月から××月までの3か月間に再度違反を繰り返しますと、割引停止などの措置を行う場合があります』と期間が指定されております



◆ 『警告書』に記載された期間に再度違反を繰り返すと**ペナルティ(割引停止などの措置)**が行われます

(1) 割引停止などの措置に至るまでのイメージ (例)

車両制限令違反(社)に対するETCコーポレートカード利用約款上のペナルティ推移表

年 月	平成●年			平成●年			平成●年			平成●年			平成▲年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
車限令違反	●30点以上			(なし)					●30点以上						
(講習会等)						(◆)									
処分等				★ 3社より警告						■ ペナルティ決定			■■■■ 割引停止など		
										◎ 利用約款第23条に基づく警告書発行					

(2) 点数基準例 (セミトレーラ・フルトレーラ (特例5車種) の場合)

諸 元		点 数			
		3 点	5 点	15 点	
高さ (m)	指定道路内	—	4.11~4.30	4.31~	
	指定道路外	3.81~4.00	4.01~4.30	4.31~	
幅 (m)		2.51~3.00	3.01~3.50	3.51~	
長 さ (m)	高速道路	はみ出し有	12.01~15.00	15.01~	
		はみ出し無	セミトレーラ (特例車種)	16.51~21.00	21.01~
			フルトレーラ (特例車種)	18.01~22.50	22.51~
	その他		12.01~15.00	15.01~	

諸元	最遠軸距 (m)		点 数				
	以上	未満	3 点	5 点	15 点	30 点	
総重量 (t)	高 速 道 路	~	8.00	20.01~25.00	25.01~30.00	30.01~70.00	70.01~
		8.00	9.00	25.01~31.25	31.26~37.50	37.51~75.00	75.01~
		9.00	10.00	26.01~32.50	32.51~39.00	39.01~76.00	76.01~
		10.00	11.00	27.01~33.75	33.76~40.50	40.51~77.00	77.01~
		11.00	12.00	29.01~36.25	36.26~43.50	43.51~79.00	79.01~
		12.00	13.00	30.01~37.50	37.51~45.50	45.51~80.00	80.01~
		13.00	14.00	32.01~40.00	40.01~48.00	48.01~82.00	82.01~
		14.00	15.00	33.01~41.25	41.26~49.50	49.51~83.00	83.01~
		15.00	15.50	35.01~43.75	43.76~52.50	52.51~85.00	85.01~
15.50	~	36.01~45.00	45.01~54.00	54.01~86.00	86.01~		

例えば、最遠軸距 12.5m のバン型セミトレーラ (※特例車種) を、特殊車両通行許可なく総重量 50 トンで四半期 (3 ヶ月間) に 2 回走行させると、**15 点 × 2 回 = 30 点** となり、警告書発行対象となります。